

# 一般廃棄物搬入受付手数料免除登録申請書

令和 年 月 日

舞鶴市長 あて

住 所 舞鶴市

自治会名

氏名

電 話

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正化処理等に関する条例施行規則第17条の6第2項の規定により、次のとおり一般廃棄物搬入受付手数料免除の登録を申請します。

処理施設の名 称及び申請額	<input type="checkbox"/> 舞鶴市清掃事務所（1回につき200円） <input type="checkbox"/> 舞鶴市リサイクルプラザ（1回につき400円） ※申請する処理施設のどちらかにチェックしてください			
申請理由	やむを得ない事由による施設搬入 (1) 地域の集積所へのごみの排出が困難 <input type="checkbox"/> 勤務の都合により世帯として困難 <input type="checkbox"/> 市外の医療機関への通院のため世帯として困難 (2) その他（ ）			
集積所へのごみの排 出が困難な世帯の構 成員の状況	世帯員の氏名 又は続柄	年齢	職業	排出が困難な理由
	世帯主氏名			
備考				

※ 申請者又は世帯主（申請者が申請の対象となる世帯と異なる場合）の氏名及び住所が確認できる公的証明書を提示してください。

- 1 申請理由が勤務の都合による場合は、所定の勤務証明書又は勤務時間が分かる就業規則等の写しを提出してください。また、通院の都合による場合は、通院先や通院していることが確認できるを提示してください。  
なお、上記の書面は、世帯主及び申請者に限らず、就労又は通院している構成員（18歳以上の者で高校生は除く）全ての方に係るものが必要です。
- 2 申請者と同居する世帯員が、障害や介護を事由として、地域の集積所へごみを排出できない場合には、当該世帯員が所持する障害者手帳や自立支援医療受給者証、介護度が記載された介護保険被保険者証を提示してください。
- 3 免除登録証の有効期限は、申請のあった当該年度の3月末日までになります。ただし、免除登録証の発行時点で有効期限が3か月未満の場合には、有効期限は翌年度の3月末日までになります。免除登録証を所持し、免除登録の更新を希望される方は、有効期限が到来する30日以上前までに、免除登録申請を行ってください。
- 4 舞鶴市清掃事務所に搬入する場合
  - ・舞鶴市清掃事務所で搬入受付手数料の免除となるごみは、地域の集積所に出せる45ℓサイズ以下のごみ袋で指定ごみ袋に入っているごみです。指定ごみ袋に入っていないごみや90ℓサイズのごみ、引越しなどで出る大量のごみ、草・庭木だけで一杯になったごみで4袋以上のごみを搬入する場合には、搬入受付手数料は免除されません。
  - ・許可期間中における舞鶴市清掃事務所への直接搬入の際の手数料免除は月8回までとし、同一月の9回目以降の搬入については搬入受付手数料は免除されません。
- 5 舞鶴市リサイクルプラザに搬入する場合
  - ・舞鶴市リサイクルプラザで搬入受付手数料の免除対象となるごみは、地域の不燃ごみ集積所に出せる7種9分別のごみで、ごみ処理手数料を負担すべきごみは指定ごみ袋に入っているごみです。粗大ごみなど地域の集積所に出せないごみを搬入する場合には、搬入受付手数料は免除されません。
  - ・許可期間中における舞鶴市リサイクルプラザへの直接搬入の際の手数料免除は月2回までとし、同一月の3回目以降の搬入については搬入受付手数料は免除されません。

以上の注意事項を了解しました。